

令和4年8月3日

青森県教育委員会第883回定例会

期 日 令和4年8月3日(水)
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 案

○議案第1号 青森県スポーツ推進審議会委員の人事について…………… 1

3 その他

○職員の懲戒処分の状況について …………… 2

4 閉 会

議案第 1 号

青森県スポーツ推進審議会委員の人事について

青森県スポーツ推進審議会委員の人事を次のとおり行う。

成 田 一 二 三

青森県スポーツ推進審議会委員を免ずる

工 藤 裕 司

青森県スポーツ推進審議会委員を委嘱する

任期は令和4年8月4日から令和5年11月12日までとする

令和4年8月3日

青 森 県 教 育 委 員 会

[その他]

職員の懲戒処分の状況について 令和4年8月（7月1日～7月31日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 三八地域八戸市の小学校 教諭（53歳 女性）
- ②事件の概要等 人身事故（治療期間が30日以上3か月未満）
- ・ 令和3年12月9日（木）午後7時45分頃
 - ・ 八戸市内の市道
 - ・ 自動車を運転中、駐車場から道路に出ようとした際、左側から直進してきた自転車と衝突したものの。
 - ・ 事故の相手方（男性1名 1か月間の加療）
- ③処分内容 戒告
- ④処分年月日 令和4年7月6日

参 考 資 料

第 8 8 3 回定例会（令和 4 年 8 月）

- 議案第 1 号
青森県スポーツ推進審議会委員の人事について

P 1 ~ P 3

○青森県スポーツ推進審議会条例

平成二十三年十月十七日

青森県条例第四十四号

(設置)

第一条 スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十一条の規定に基づき、青森県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、スポーツ基本法第十条第一項の地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議し、及び同法第三十五条に規定するスポーツ団体に対する補助金の交付について意見を答申する。

(組織)

第三条 審議会は、委員十八人以内をもって組織し、その委員は、スポーツに関する学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(青森県スポーツ振興審議会条例の廃止)

- 2 青森県スポーツ振興審議会条例(昭和三十七年三月青森県条例第十四号)は、廃止する。(特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 次に掲げる条例の規定中「スポーツ振興審議会委員」を「スポーツ推進審議会委員」に改める。

一 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第三十九号)第一条第七十九号及び別表第二

二 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)第一条第七十九号及び別表第三

青森県スポーツ推進審議会委員 人事(案)

現委員(任期:令和3年11月13日~令和5年11月12日まで)				次期候補者(任期:令和4年8月4日~令和5年11月12日まで)			
No.	氏名	就任回数	住所	選考分野	所属先での役職等	備考	
1	小山内 睦子	1期	平川市	学校体育団体	南地方小学校教育研究会体育部副会長		
2	川畑 智子	3期	むつ市	地域スポーツ	青森県スポーツ推進協議会委員 (女性委員会副委員長)		
3	澤田 孝頼	3期	青森市	学校体育団体	青森県中学校体育連盟会長 (青森市立油川中学校校長)		
4	鹿内 葵	2期	弘前市	地域スポーツ	NPO法人スノネット弘前理事長		
5	下川原 堅蔵	2期	青森市	学校体育団体	青森県高等学校体育連盟会長 (青森県立青森西高等学校校長)		
6	津田 英一	2期	弘前市	スポーツ医科学	青森県スポーツドクターの会理事		
7	中嶋 亜弥	1期	弘前市	競技スポーツ	あおもりアスリートネットワークメンバー		
8	成田 一二三	4期	青森市	行政機関	青森県市町村教育委員会連絡協議会 教育長会長(青森市教育委員会教育長)		⇒ 新任 工藤 裕司 1期 行政機関 青森市 青森県市町村教育委員会連絡協議会 教育長会長(青森市教育委員会教育長)
9	迫 祐子	1期	野辺地町	競技スポーツ	青森県空手道連盟強化委員会委員		
10	東山 国男	1期	八戸市	地域スポーツ	一般財団法人 青森県身体障害者福祉協会会長		
11	船場 亜希	4期	八戸市	競技スポーツ	青森県スケート連盟強化委員会委員		
12	法官 新一	2期	八戸市	その他有識者	学校法人光星学院理事長		
13	本間 正行	5期	弘前市	スポーツ医科学	弘前大学名誉教授	会長	
14	増田 あけみ	2期	青森市	地域スポーツ	青森県女子体育連盟会長		
15	目澤 伸一	3期	八戸市	その他有識者	青森県スポーツ推進委員協議会会長	会長職務代理	
16	六角 正人	2期	青森市	その他有識者	青森観光コンベンション協会専務理事		
17	大野 智子	1期	青森市	公募	青森県立保健大学健康科学部 栄養学科准教授		

※平均年齢(58.6歳) ※女性登用率(41.2%) ※平均年齢(58.3歳) ※女性登用率(41.2%)

青森県スポーツ推進審議会委員の人事について

- 1 任 期 1 期 2 年 ※現任期：令和 3 年 1 1 月 1 3 日～令和 5 年 1 1 月 1 2 日
- 2 委員数 1 7 名（うち公募 1 名）
 青森県スポーツ推進審議会条例第 3 条において、委員数を 1 8 名以内としており、
 行財政改革の流れや、旧スポーツ振興審議会の委員数が 1 7 名であったことを踏まえ、
 同様の委員数とするものである。
- 3 委員の選任に関する基本的な考え方
 多様なスポーツ活動への取組に対する幅広い意見や、トップアスリートの育成等に
 対する専門的見地からの意見を聴取するため、スポーツに係る様々な分野から幅広く
 委員を選任する。
 スポーツ基本法（平成 2 3 年 8 月施行）の基本理念を踏まえ、青森県スポーツ推進
 計画の策定、改訂等を考慮して選任する。
 - (1) スポーツに関する学識経験者
 - ア 学校体育等に造詣の深い者
 - イ 競技スポーツ団体の指導的立場にある者
 - ウ 地域スポーツ団体の指導的立場にある者
 - エ スポーツ医科学等に造詣の深い者
 - オ その他スポーツに関する有識者
 - (2) 関係行政機関の職員
 市町村教育委員会連絡協議会教育長会の代表
 - (3) 公募（1 名）
 任期は 1 期（2 年間）のみとする。

○配慮事項

「附属機関等の管理に関する指針」等を踏まえ、下記の項目に配慮する。

- ①在任期間は原則として 5 期（1 0 年）以内とする。
- ②女性委員の割合に配慮する。
- ③公募を積極的に導入する。
- ④他附属機関委員を 3 つ以上重複任命されている者について考慮する。
- ⑤地域のバランスを考慮する。
- ⑥同一団体から委員は 1 名を原則とする。